

大和市告示第48号

大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市住宅用太陽熱利用システム設置費補助金交付要綱（平成24年大和市告示第47号）の一部を次のように改正する。

第6条中「又は購入予定の住宅におけるシステム設置工事に着手する前で」を「（システム設置済みの住宅を購入する場合は、その引渡し前）で」に改め、同条第4号中「設置前の写真」を「設置場所の現況写真」に改める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。